

○職員の給与に関する条例等の特例に関する条例

制 定 平 22.3.26 条例 3

最近改正 平 27.3.25 条例 2

第 1 条 職員の給与に関する条例（昭和 35 年淀川左岸水防事務組合条例第 2 号。以下「給与条例」という。）別表の規定の適用を受ける職員（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 24 年淀川左岸水防事務組合条例第 6 号）附則第 5 項及び第 6 項の規定の適用を受ける職員を除く。）の給料の月額は、平成 27 年 4 月から平成 30 年 3 月までの各月分に限り、別表の規定による給料月額（以下「給料月額」という。）から、給料月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じた額（その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

(1) 給与条例別表の規定の適用を受ける職員でその職務の級が 5 級以上であるもの（これらの職員のうち、給与条例第 5 条第 9 項に規定する再任用職員（以下「再任用職員」という。）を除く。） 100 分の 5.5

(2) 給与条例別表の規定の適用を受ける職員でその職務の級が 4 級以下であるもの（これらの職員のうち、再任用職員を除く。）次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める割合  
ア職務の級が 1 級の職員 100 分の 1.5

イ職務の級が 2 級で勤続年数が 20 年未満の職員 100 分の 1.5

職務の級が 2 級で勤続年数が 20 年以上の職員 100 分の 2.5

ウ職務の級が 3 級で勤続年数が 20 年未満の職員 100 分の 2.5

職務の級が 3 級で勤続年数が 20 年以上の職員 100 分の 3.5

職務の級が 3 級で勤続年数が 30 年以上の職員 100 分の 4.5

エ職務の級が 4 級で勤続年数が 30 年未満の職員 100 分の 3.5

職務の級が 4 級で勤続年数が 30 年以上の職員 100 分の 4.5

(3) 再任用職員 100 分の 2.5

2 項第 2 号に掲げる職員の勤続年数は、給与条例の適用を受けることとなった日から起算し、毎年 4 月 1 日を基準日とする。

第 2 条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる給与の額の算定の基礎となる給料の月額は、給料月額とする。

(1) 給与条例第 14 条の 2 の規定による地域手当及び給与条例第 16 条の規定による管理職手当

(2) 給与条例第 18 条の規定による時間外勤務手当

(3) 給与条例第 21 条の規定による期末手当及び勤勉手当

(4) 職員の退職手当に関する条例（昭和 61 年淀川左岸水防事務組合条例第 8 号）第 1 条の規定による退職手当

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 22.12.17 条例 5）

この条例は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平 23. 3.24 条例 2）

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 23.12.20 条例 8）

この条例は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平 24. 3.28 条例 1）

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 27. 3.25 条例 2）

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する